

「新成人」のお客様への対応 ——こんなときどうする!?

1~5 高星 敏朗
6~10 南川 善光

2022年4月から成人になる18歳・19歳のお
客様への取引別対応方法を解説します。

1 普通預金口座の開設を依頼された:



普

普通預金口座は、1円単位でいつでも預入れ・払戻しができる預金で、公共料金やクレジットカードの利用代金等の自動振替による引落しの指定口座や給与・年金の受取口座にすることができ、家計簿代わりや財布代わりとして利用され、生活必需品としての役割を果たしています。

普通預金口座を開設すること＝預金契約を締結することであつて、法律行為の1つを行うことです。普通預金口座は、法人、個人、権利能力のない社団・財団を

問わず、だれでも開設することができます。当座勘定取引と違い、開設時に信用状態などの調査は必要ありませんが、行為能力のない人からの口座開設の申し出には応じることはできません。

自然人（個人）の中には、単独で完全な法律行為をすることができないといった行為能力を制限される人が定められています。民法では、このような個人を制限行為能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人が該当する）といいます。制限行為能力者

と取引する場合には、慎重に取り扱う必要があります。

新成人から依頼されたら:

民法改正に伴い成年年齢が引き下げられ、それまで満20歳以上の者が成人とされてきましたが、2022年4月からは満18歳以上の者が成人となります。それまで、18歳・19歳のお客様からの口座開設については、原則法定代理人の同意を得るか法定代理人が代理して行うことで取り扱われてきましたが、4月からは、新成人が単独で口座開設を申し出たとしても、これに応じる取扱いとなりますので注意しなければなりません。

ポイント

- 18歳・19歳は原則、法定代理人の同意が代理によって取り扱われてきた
- 新成人には行為能力が認められ、単独での口座開設が可能になる

2 総合口座の開設を依頼された:



総合口座は、普通預金取引、定期預金取引および定期預金を担保とする当座貸越取引を組み合わせたものです。定期預金のほか、国債や定期積金などを担保とした総合口座を取り扱っている金融機関もあります。

本来、普通預金取引では、普通預金の残高が支払請求額に対して不足していた場合には、支払いに応じることができません。しかし、総合口座においては、総合口座の普通預金の残高が支払請求額に対して不足していた場合、自動

的に定期預金等を担保として不足額を当座貸越として融資し、その支払請求に応じることができま

一方、当座貸越の返済は、当該普通預金口座の入金があったときに普通預金の入金よりも優先的に、当座貸越金の残高に達するまで返済に充当されることになって

総合口座の貸越利息の決算は、普通預金利息の決算と同じ時期に行います。利息計算期間中に貸越が発生した場合には、普通預金の

対象は未成年者を除く個人

総合口座の対象者は、個人（未成年者を除く）に限られていて、法人や権利能力なき社団・財団については取引の対象とされていません。法人や権利能力なき社団・財団を取引対象としない理由として、総合口座がもともと家計性預金として存在していたことにより

ポイント

- 総合口座の対象者も、成人とみなされる18歳以上の個人のお客様となる
- 成年年齢引下げに伴い、システマ的な変更が行われることも予想される

また未成年者を対象としていないのは、当座貸越が発生したときに、未成年者であることを理由に「貸越の取消し」を主張されるおそれがあるからです。

未成年者の顧客ファイルにフラグを立てて、未成年者の顧客に総合口座が開設されないようにシステムのチェックをしている金融機関もあります。

そのような金融機関では、改正民法の施行に伴い、成年年齢が2022年4月から引き下げられることから、未成年者の対象を満20歳未満から満18歳未満へ設定変更する対応が求められると予想されます。